

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

緊急事態宣言期間延長に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

先週、9月12日までの緊急事態宣言期間延長に伴う「家庭保育の協力要請」についてお知らせしたところですが、発令期間が9月30日まで再延長されることとなりました。区では、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間とし、お休みした日の基本保育料の日割還付を行うこととしており、今回延長された発令期間についても、下記の対応といたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少の傾向が見られますが、文京区内の保育施設における感染者の報告は続いており、いまだ安心できる状況には至っておりません。引き続き、各園で行っております感染症対策へのご協力をお願いいたします。

記

1 保育園の運営について

- ◎ 保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけのご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。

◎ 「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。

◎ 保護者の方にはマスクを着用していただき、登降園時等で人が滞留しないようご協力ください。

※子どものマスク着用については、厚生労働省が2歳未満の子どもの着用を推奨しておらず、また、2歳以上の園児についても、触る、外す、落とす、再びつけることなどによる感染リスクや、窒息や熱中症のリスクが高まる状況も懸念されるため、文京区では、一律にマスクを着用することは求めていません（WHO は5歳以下の子どもへの着用は必ずしも必要ないとしています）。一方で、マスクは感染拡大防止に有効な手段でもあることから、各ご家庭でマスク着用を希望される場合は、健康観察や安全面を考慮して外す場合があることをご了承いただいた上で着用としております。

◎ 各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。

なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、一定期間、臨時休園となる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2 その他

◎ ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園又は以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前8時30分から午後5時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

◎ 今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

3 お問い合わせ

◎ 区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）

◎ 私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）

◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）